

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成28年2月8日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成27年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人自立援助ホームこんぴら鞆橋荘

白川 勝

仲多度郡琴平町45番地

3 定款に記載された目的

この法人は、地域の義務教育終了後等の児童からおおむね20歳までの青年に対して健全な育成と社会生活に適応できる力を培いながら建築に携わる職人・資格取得を目指す人材の育成に関する事業を行い、青少年の人権擁護と職業能力の向上と雇用機会の拡充、併せて地元建設・土木工業の活性化に寄与することを目的とする。